

被保険者証の更新について

令和元年10月1日より被保険者証が更新となります。有効期限は、令和3年9月30日までです。(但し75歳の誕生日を迎える方の有効期間は、75歳の誕生日の前日まで。)

新しい被保険者証(灰色)を9月下旬に各事業所宛にレターパックプラス(赤)で送付いたしますので、受取時には受領印の押印をお願いいたします。

お手元に届きましたら記載事項に誤りがないかご確認いただき、10月1日より新しい被保険者証をご使用ください。10月1日以降、今までお使いの被保険者証(茶色)は各自で破棄してください。

なお、下記に該当する方は届出が必要となります。

- 組合員と住民票が別になったとき
- 他の健康保険組合等に参加したとき
- 組規約第4条に定める地区外に自宅住所を移したとき

【提出書類】

- ・ 国民健康保険被保険者喪失届出書(様式第1号の1(B))
- ・ 被保険者証、高齢受給者証(70~74歳)

住所を変更したとき

【提出書類】

- ・ 自宅住所変更届(様式第1号の7)
- ・ 変更後の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- ・ 当該世帯の加入者全員分の被保険者証、高齢受給者証(70~74歳)、組合員証(75歳以上)等

氏名が変更となったとき

【提出書類】

- ・ 氏名変更届(様式第1号の7)
- ・ 変更後の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- ・ 該当者の被保険者証、高齢受給者証(70~74歳)

修学のため住民票を分離したとき※

【提出書類】

- ・ ④国民健康保険法第116条該当届(様式第1号の4(B))
- ・ 分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- ・ 在学証明書又は学生証の写し
- ・ 被保険者証

※小・中・高・大学・高等専門学校などで修学する者が適用。

修学を終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

【提出書類】

- ・ ④国民健康保険法第116条非該当届(様式第1号の4(B))
- ・ 住民票原本(世帯全員記載のもの)
- ・ 被保険者証

介護・福祉施設・養護老人ホーム等の施設入所の為、長期にわたり現住所から離れ住民票を分離したとき

【提出書類】

- ・ ⑤国民健康保険法第116条の2該当届(様式第1号の4(A))
- ・ 分離先の住民票原本(世帯全員記載のもの)
- ・ 入所したことがわかる書類の写し
- ・ 被保険者証、高齢受給者証(70~74歳)

入所が終了し組合員と同一の世帯に戻ったとき

【提出書類】

- ・ ⑤国民健康保険法第116条の2非該当届(様式第1号の4(A))
- ・ 住民票原本(世帯全員記載のもの)
- ・ 被保険者証、高齢受給者証(70~74歳)

*各種申請書につきましては、各事業所にあります「規約・規程集」よりコピーしてご使用いただく、又は組合ホームページ(<http://www.ka-z-kokuho.or.jp/>)にて書式をダウンロードのうえ、ご使用ください。